

平成 27 事業年度 監 査 報 告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)の平成 27 事業年度(平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、損失の処理に関する書類(案)、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書)及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、監査室、経営企画部、その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会議その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。併せて、業務の実施状況等について調査し、必要に応じてヒアリングを行うなどして情報収集を行うとともに、情報セキュリティにかかわる事案、研究費不正事案の発生を受けて特に調査を行った。また、役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。子法人については、当機構には該当する子法人はない。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

意見:機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。特に、理事長のイニシアティブにより研究開発成果の最大化と内部ガバナンスの充実を目指した改革が行われつつあることには注目したい。

2 機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

意見:内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

業務方法書に基づき「内部統制推進の体制に関する規則」(平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 4 号)を制定して、平成 27 年度より内部統制システムの整備とその運用が開始され、リスク管理を含む内部統制システムの整備及び運用が着実に進められていると認める。ただし、リスク情報を PDCA につなげるための報告システム、情報セキュリティとそれと密接にかかわる個人情報保護等との統合的な対応については、今後も継続的にモニタリングと改良が必要であると認められ、今後の内部統制システムの整備・運用の充実に期待する。

研究活動における不正行為等への対応に関し、平成 27 年度に研究者等に対して行われた処分については、規則に則り適切に実施されたと認める。研究活動における不正行為の防止のための具体策として、研究代表者や大学事務担当者等への研究倫理講習会の開催及び研究開発に参画する全ての研究者への研究倫理教材の履修の義務付け等を実施しているが、これらの地道な対策の継続とともに、より効果的・効率的な防止策について関係機関と連携した継続した取り組みを期待する。

3 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

意見:役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

意見:会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

意見:事業報告書は、法令に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

- i) 給与水準の状況(独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)、独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25 年12 月24 日閣議決定))
- ii) 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況 (独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定))
- iii) 理事長の報酬水準の妥当性(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定))
- iv) 保有資産の見直し(独立行政法人整理合理化計画(平成19 年12 月24日閣議決定))

意見: i)については職員給与規程を見直し、ii)については契約監視委員会を開催し、iii)については役員報酬規程を見直し、iv)については保有財産を見直し、不要財産を適切に処分した。以上のように、これまでの閣議決定事項については適切に対応していると認められる。

平成 28 年 6 月 27 日

国立研究開発法人科学技術振興機構

監事 石正 茂 ㊞

監事 徳永 良 ㊞